

記帳水準の向上について

(令和3年6月15日専門家会合 財務省資料抜粋)

事業者の記帳を巡る状況

日本商工会議所 御説明資料(抜粋) (税制調査会 第1回納税環境整備に関する専門家会合(令和2年10月7日))

今般のコロナ禍で顕在化した事業者の帳簿の課題 (抜粋)

- 一方、コロナ対応のための資金繰り支援(融資、助成金等)において、前年同月比で売上減少が分かる帳簿が必要とされたが、帳簿の未整備等により申請困難な事業者からの相談が多く寄せられた。
- 税理士の関与がなく、商工会議所等の記帳指導も受けていない小規模事業者で、「税務申告のための帳簿」にとどまる事業者が多い。
- 月次決算など「経営状況を把握できる帳簿」の重要性が改めて浮き彫りに。

クラウド会計ソフト導入支援を受けている事業者の反応 (記帳指導員から聴取)(抜粋)

- 今回のコロナ禍で急遽、融資が必要になったが、会計ソフトを導入していたため、金融機関に対して試算表や月次決算などでタイムリーに出すことができ、融資相談をスムーズに行うことができた。
- 一人親方になったものの、夫婦共働きで奥さんは経理を手伝ってくれず、帳簿のつけ方も分からなかったが、クラウド会計アプリを使えば、空いている時間でスマホで作業ができるので助かっている。
- インボイスのためといわれてもピンとこないが、帳簿をつけていれば有事の際に支援をきちんと受けられることのメリットは大きい。
- モバイルPOSレジとクラウド会計システムを連動させたところ、記帳や税務申告業務が大幅に削減され、業務が効率化した。
 - クラウド会計導入先はリモートでの記帳指導が可能のため、記帳指導員の負担も大きく削減可能。

クラウド会計ソフト導入による中小企業のDXの事例

- 創業70年の老舗豆腐屋が、クラウド会計等の導入により、販売・経理等の事務処理に係る時間を年間600時間削減に成功（750時間→150時間／年）。
- 削減した時間を活用し、新規顧客の開拓と新商品開発に積極的に挑戦。

従来の記帳業務



クラウド会計ソフトの導入後

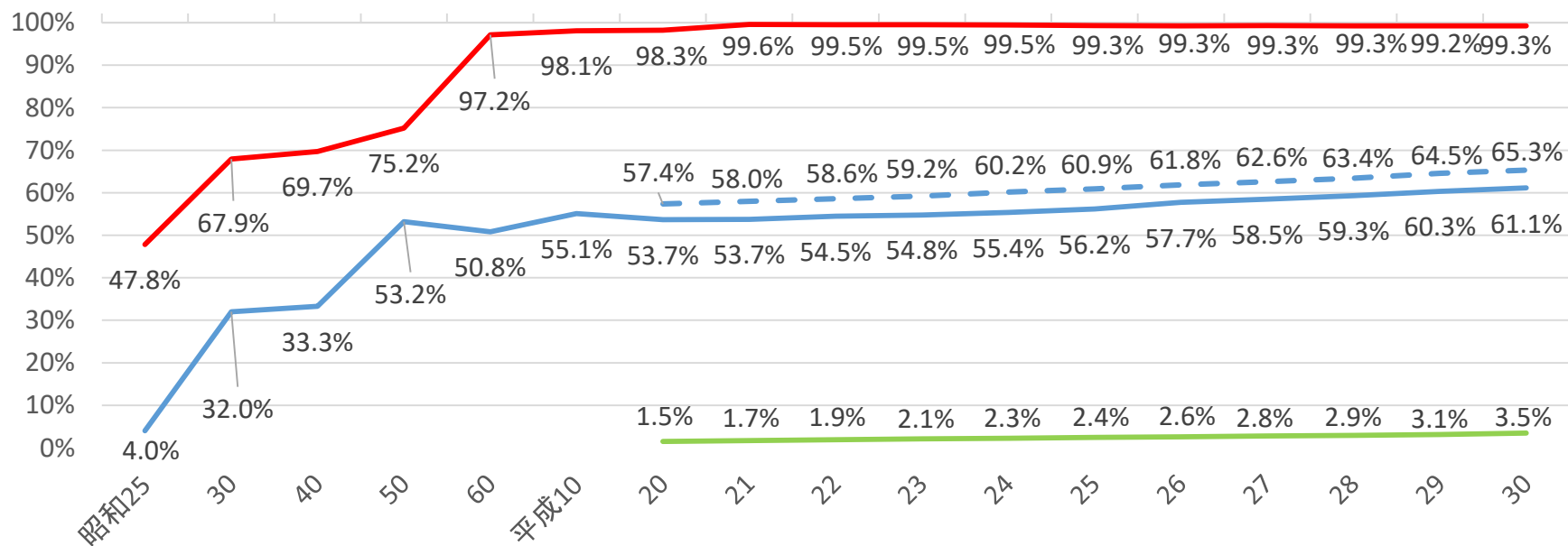


(出所) 政府税制調査会「納税環境整備に関する専門家会合(令和2年10月7日)」
日本商工会議所等の説明資料に基づき作成

青色申告率及び電子帳簿等保存制度の利用率の推移

- 個人事業者の青色申告率は直近の平成30年で61%にとどまっている。
- 法人の青色申告率はほぼ100%で推移。
- 電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加しているが、伸びしろは依然大きい。

個人事業者・法人の青色申告率及び電子帳簿等保存制度の利用率の推移



— 事業所得者の青色申告率 — 不動産所得者の青色申告率 — 法人の青色申告率 — 電子帳簿等保存制度の利用率

(参考) 事業所得者の青色申告率は、個人事業者（事業所得が主たる所得の者）の申告者数のうち青色申告を行った者数の割合。

不動産所得者の青色申告率は、個人事業者（不動産所得が主たる所得の者）の申告者数のうち青色申告を行った者数の割合。

法人の青色申告率は、稼働中の法人数のうち青色申告を行った法人数の割合。

電子帳簿等保存制度の利用率は、電子帳簿等保存制度の利用件数を個人事業者の申告者数及び稼働中の法人数で除した割合。

(出所) 日本における税務行政（国税庁）、国税庁統計年報書（国税庁）。

適正な記帳を行うことの目的・意義

1. 事業者自身における経営上の意義

- 正確な記帳により自社の経営状況の把握とそれに基づく経営判断が可能。その際、会計・業務システム間のデータ連携の実現などにより、試算表作成や月次決算にタイムリーに対応。

2. 取引先等との信頼関係上の意義

- 新たな取引関係の構築や金融機関との資金繰り相談などの場面において、経営状況を正確かつリアルタイムに説明できるとともに、自社の信頼度の確保・向上にも資する。

3. 税務執行等の行政手続上の意義

- 適切な記帳を基に、正しい所得金額を円滑に計算し、申告や各種の受給申請を行うことが可能。その際、複式簿記により貸借科目を記帳することで誤りの防止が可能。
- 正確な記録・事後検証可能性が確保されていることで、税務調査や会計監査への対応に係る事業者側の事務負担や時間、当局側の執行コストが共に最小化（信頼性のある記帳がないことで、取引先への反面調査が必要になる場合も存在）。
- 税務当局においても、記帳や証票保存に欠けるケースでは、仮装隠ぺいの事実（ほ脱犯については簿外経費不存在の事実も）の立証が困難であり、ほ脱犯の刑事責任の追及や重加算税の賦課が困難な場合も存在。

帳簿の作成方法

① 優良な電子帳簿

(訂正履歴の保存等による高い信頼性に対し、過少申告加算税の軽減や所得税の青色申告控除の上乗せはあるが、法人税の青色申告の恩典に②との区分はない)

※ 個人・法人合わせて27万件程度

② 複式簿記による帳簿

(会計ソフトを用いた「その他の電子帳簿」により複式簿記へのハードルは低下)

※ 法人はほぼ100%が、個人事業者は3割程度が複式簿記により記帳。

③ 簡易簿記・現金主義など

※ 個人事業者の3割程度。

④ 記帳不備・無記帳(無申告)

それぞれの課題認識

・信頼性の高い優良な電子帳簿に対する意識の向上や、その利用機会の拡大を図る必要。
・優良な電子帳簿への移行は、大企業のシステム改修、中小・個人では対応会計ソフトの導入コストが課題。

・複式簿記での記帳の一層の利用機会の拡大や民間機関による記帳指導の充実が必要。
・会計ソフトによって基本的には低コストで手間をかけずに複式簿記での記帳が可能であるが、特に零細事業者にはコスト負担に見合うメリットが認識されづらい。

・貸借科目の記帳がないこと等で、所得計算上の誤りが発生しやすい。
・青色申告の恩典も一部ある中で、いったん簡易な記帳に慣れると複式簿記での記帳に移行する動機に乏しい場合も存在。

・記帳・証憑保存のない場合は真実の所得把握にかかる執行コストが多めで、ペナルティ適用上の立証も困難。
・記帳義務不履行に対する不利益がない中で記帳の動機に乏しい場合も存在。